

吉川公園 現況調書

1 公園の設置目的

吉川公園は、吉川市東端を流れる一級河川江戸川右岸河川敷にあり、自然環境の保全及び増大するレクリエーション需要に対処するため、玉葉橋を挟んで、上下流に整備された公園です。

J R武蔵野線「吉川駅」の北東約4.5 kmに位置し、橋の上流側は、スポーツゾーンとして、軟式野球場、多目的スポーツ広場等が整備され、平成7年に開設されました。また、橋の下流側は、家族みんなでレクリエーションやスポーツを自由に楽しめる自由広場として、平成15年に開設されました。

この公園は、河川敷の緑豊かな環境の中で、県民が気軽にスポーツやレクリエーション活動を楽しむことのできる公園として整備を進めています。

2 公園の概要

- (1) 位置 吉川市大字下内川、八子新田、鍋小路、深井新田地内
- (2) 開設年月日 平成7年8月
- (3) 公園面積 21.8 ha
- (4) 公園利用者（人）

	有料施設利用者数
R元年度	28,519
R2年度	17,559
R3年度	17,588

(5) 主な施設

[施設区分]	[施設名]	有料	無料
1 [修景施設]	花壇4,200㎡ 植栽320㎡ 憩いの広場12,000㎡		○
	自由広場15,900㎡ ファミリースポーツ広場30,000㎡		○
2 [休養施設]	ベンチ 44基		○
3 [運動施設]	野球場(ソフトボール兼用) 4面 硬式球専用練習場 1面	○	
	多目的スポーツ広場 (サッカー場1面、走路1面)	○	
4 [便益施設]	駐車場335台		○
	移動式便所5基 (内3基身障者付) 物置 2基		○
5 [管理施設]	門(出入口) 2箇所		○

(6) 主な建物 (建築物)

・建物一覧表参照 (別紙1)

3 施設供用日、供用時間等

[施設名]	[開設期間・日数]	[開園時間]	[休園日]
運動施設 (野球場、多目的 スポーツ広場)	4月1日～3月31日	8時30分～17時00分	12/28～1/3 第3月曜日 偶数月は第3月曜日 の翌日
駐車場	4月1日～10月31日	8時30分～19時	
	11月1日～3月31日	8時30分～17時30分	

4 職員体制

(1) 職員配置

職員の常勤配置は無し。

みさと公園管理事務所と兼務する職員が、週1回、1～2時間巡回している。

その他、毎日、委託による出入口のバリカーの開け閉めを行っている。

また隣接する江戸川広域運動公園の職員が毎日巡回し、不法投棄の確認や危険行為の監視にあたっている。

統括管理は公益財団法人埼玉県公園緑地協会 みさと公園管理事務所(三郷市高州3丁目)が行っている。(有料施設の予約等の業務は県が吉川市へ委託している。)

5 管理実態

(1) 園地図

- ・公園 園地図参照(別紙2)

(2) 管理業務

- ・公園 現状管理業務一覧参照(別紙3)
- ・公園 管理費内訳及び収入実績参照(別紙4)

(3) 主要設備機器

- ・公園 主要設備機器一覧表参照(別紙5)

(4) 施設運営電力等契約状況

○上水道(契約口径・引込数)	50mm	・	1箇所
----------------	------	---	-----

(5) 遊具点検

- ・遊具の設置無し

(6) 運動施設管理(建築物を伴うものを除く)

[1施設名] 硬式球専用練習場1面、軟式野球場4面、多目的運動場1面

(7) 修繕リスト

- ・公園 修繕工事一覧参照(別紙6)

(8) 有料施設の利用状況

- ・公園 有料施設利用状況参照(別紙7)

(9) 設置・占用・行為許可の状況

- ・公園 設置・占用・行為許可一覧参照（別紙8）

(10) 貸与可能備品

- ・公園 備品台帳参照（別紙9）

6 特記事項

○ 有料施設受付業務

有料施設として野球場と運動場が設置されており、ソフトボール大会や野球、サッカーの練習試合などに利用されているが、使用料は県の収入になる。

これらの有料施設受付業務及び、使用料収納業務は吉川市に委託している。

○ 冠水時における施設の撤去

江戸川の堤外地に位置するため、大雨、台風等により、河川の水位が上昇し冠水が予測される場合は、委託業者により施設を撤去する。その際、江戸川河川事務所、大宮公園事務所及び吉川市総合体育館事務所との連絡調整を行う。

なお撤去の際は大型の重機が必要であるため、早めに判断している。

撤去物件

簡易トイレ	5基	吉川市総合体育館の駐車場へ移動
サッカーゴール	1組	ネットを外してその場に倒す
野球場バックネット	5基	ネットを外してその場に倒す
野球場フェールポール	10本	ポールを抜いてその場に倒す
物置	2基	吉川市総合体育館の駐車場へ移動

○ 河川敷のため一度雨が降ると水はけが悪い。特に江戸川の増水による冠水時には、完全に乾くまで3～4週間使えなくなることもある。

冠水後は、水が引いて乾いた後、除草、ゴミの清掃及びグラウンド整備等の作業が必要となる。

冠水実績	令和元年度	1回
	令和2年度	2回
	令和3年度	1回

※江戸川は、緩やかに水位が上昇するケースが多い。

○ ラジコン飛行機やパラグライダーの飛行、ゴルフの練習、モトクロスモーターバイクの練習等、危険な禁止行為をする者が多く、また、犬の放し飼いの対応に苦慮している。

○ 冷蔵庫・テレビ等の家電製品や家庭ゴミ等の不法投棄があり、対応に苦慮している。

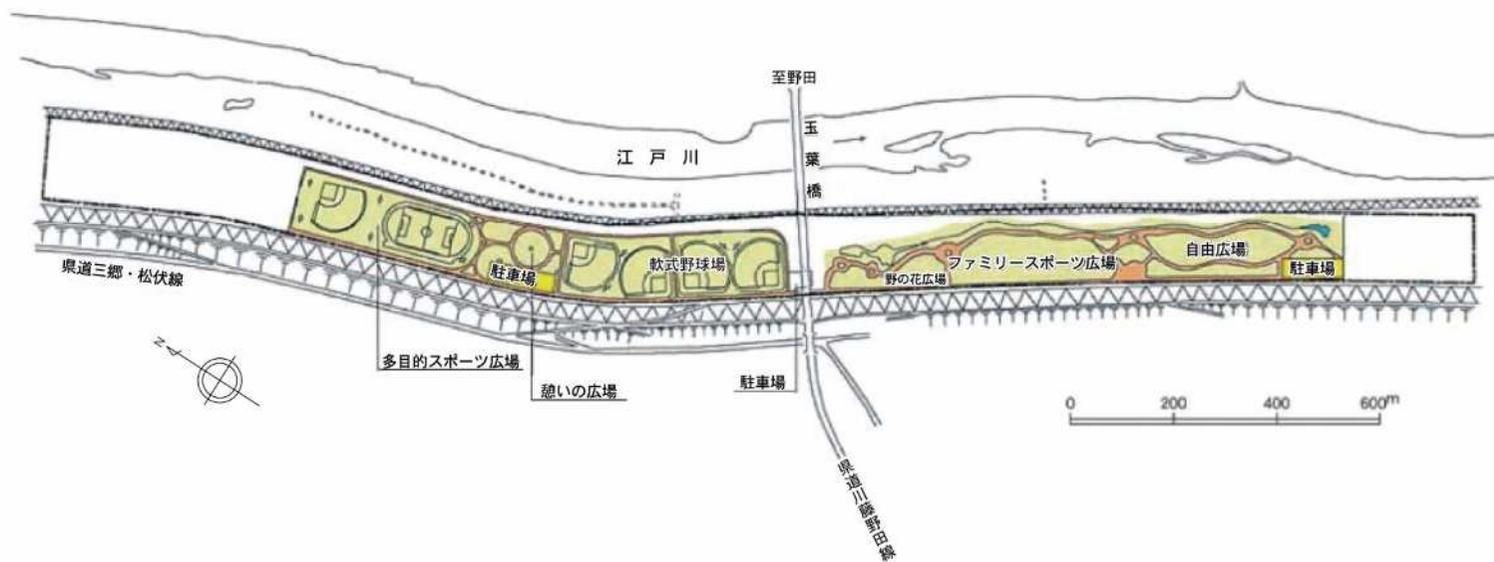
- バリケードの開放、施錠は（公社）シルバー人材センターに業務を委託しているが、閉園時に公園入口を閉鎖する際には、駐車場や園内に車が残っていないか十分確認を行っている。

- 喫煙所の設置
園内は全面禁煙となっていることから設置なし。

吉川公園 建物一覽表

施設名	建設年月日	構造	階数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
便所	令和3年度	FRP	1	2.1	2.1
便所	令和3年度	FRP	1	5.0	5.0
便所	令和3年度	FRP	1	5.0	5.0
便所	令和3年度	FRP	1	2.1	2.1
便所	令和3年度	FRP	1	5.0	5.0
			計	19.2	19.2

吉川公園



吉川公園 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
1	園地管理業務	(参考面積等) 【直営管理】 ・除草管理 芝・草地管理(ハンマーナイフモア使用):対象面積150,100㎡×8回/年 ・植栽管理 寄植管理:対象面積 寄植 (H1.0内外) 100㎡・寄植 (H2.0内外) 80㎡
2	清掃業務	・園地清掃 園内全域及び公園隣接道路、トイレ清掃及びペーパーの補充(週1回) ・トイレ汲取 尿尿汲取り運搬(1回/2週間)
3	車止め開閉業務	駐車場の開閉場を行う。 ・鍵開閉(365日) 4月～10月 開錠6:00～7:45、閉錠18:30～19:30 11月～翌3月 開錠6:00～8:00、閉錠17:00～18:00
4	グラウンド施設管理業務	・グラウンド整備 野球場(5面×45回)、サッカー場(1面×45回)、走路(年6回) ・排水路修繕 堆積土砂掘削、排水路形状復旧(153㎡×年1回) ・園路及び駐車場修繕 900m×5m(年1回) ・施設撤去復旧 冠水時(年3回目安):バックネット、サッカーゴール、トイレ等
5	廃棄物処理業務	公園から排出するゴミ廃棄物を収集、運搬後処理業者に委託して処理(令和元年914kg/年(令和2年850kg/年)(令和3年1,149kg/年))

吉川公園 管理費内訳及び収入実績

(千円)

		令和2年度	令和3年度
管理 経費	人件費	6,253	7,379
	消耗品費	552	1,189
	修繕費	711	219
	光熱水費	57	29
	責任保険料	58	57
	手数料	511	325
	委託料	6,683	7,996
	租税公課	0	2
	その他	6,753	6,414
	合計	21,578	23,610

収 入	委託料収入	24,731	25,688
	利用料金収入	0	0
	自主事業収入	4	0
	合計	24,735	25,688

管理費経費－収入	-3,157	-2,078
----------	--------	--------

吉川公園 有料施設利用状況

別紙7

月別	日数 日	多目的スポーツ広場		野球場		合計	
		利用件数	利用人数	利用件数	利用者数	利用件数	利用者数
		件	人	件	人	件	人
R3.4	30	6	575	36	1,875	42	2,450
5	31	12	1,400	49	1,413	61	2,813
6	30	7	450	22	1,008	29	1,458
7	31	6	290	16	434	22	724
8	31	1	60	34	833	35	893
9	30	7	285	27	718	34	1,003
10	31	16	575	35	933	51	1,508
11	30	11	530	32	1,322	43	1,852
12	31	7	700	23	629	30	1,329
R4.1	31	3	52	25	756	28	808
2	28	8	340	36	971	44	1,311
3	31	8	560	27	879	35	1,439
合計	365	92	5,817	362	11,771	454	17,588

吉川公園貸与可能備品一覧

No.	品目	規格・型式等	数量	取得年度
1	物置（格納箱）	イナバ物置 MBX-60	1	平成7年度
2	転倒式サッカーゴール	日軽金アクト(株) RT-R130901	1	平成19年度

吉川公園 有資格者の選任等一覧

(適用欄○を適用する。)

・有資格者の選任、許可、届出事項等

関連事項	資格等	根拠法令等	適用	備考
消防法関係	防火管理者、消防計画	消防法第8条	/	指定管理者が行う。
	危険物保安監督者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	危険物取扱者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	少量危険物施設の貯蔵・取扱い変更届出	火災予防条例	/	届出、所轄消防により異なる
電気事業法関係	電気主任技術者、保安規程	電気事業法第43条、第42条	/	選任、届出 指定管理者が行う。 平成17年3月28日付け平成17-03-22原院第1号「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」による。
	ボイラー・タービン主任技術者	電気事業法第43条	/	選任、指定管理者が行う。
ビル管法	建築物環境衛生管理技術者	ビル管法第6条	/	選任、指定管理者が行う。
浄化槽法	浄化槽管理士	浄化槽法第10条	/	選任、指定管理者が行う。

ビル管法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による。

・定期検査報告事項等

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
建築基準法	特殊建築物等定期点検	建築基準法第12条	/	特定建築物
	昇降機定期検査報告	建築基準法第12条	/	エレベーター
消防法	消防用設備等点検結果報告	消防法17条	/	
	地下タンク貯蔵所定期点検	消防法第14条3の2	/	3年以内、1年以内
ビル管法	建築物環境衛生管理基準	ビル管法第4条	/	維持管理の基準
水道法	簡易専用水道の検査	水道法第34条の2	/	受水槽>10m ³
	小規模貯水水槽水道の検査	条例等	/	受水槽≤10m ³ 、簡易専用水道に準じる
浄化槽法	し尿浄化槽点検、清掃、水質検査	浄化槽法第8条、第9条、第10条、第11条	/	

・その他関係法令

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
小型船舶操縦者法	海技免状	小型船舶操縦者法第23条の2	/	有資格者の選任、湖川管理用
労働安全衛生法	ボイラ取扱作業主任者	労働安全衛生法第14条、第61条	/	有資格者の選任
プール衛生管理	衛生管理者、管理責任者	埼玉県プール維持管理指導要綱第6条	/	選任
食品衛生法	食品営業許可、食品衛生責任者	食品衛生法第52条、第50条	/	許可、届出 営業を営もうとする者
廃棄物処理法	産業廃棄物の処理	廃棄物処理法第11条	○	産業廃棄物の適正な処理
その他関係法令	関係法規等の遵守	関係法規等	○	関係法規等の遵守

小型船舶操縦者法…「船舶職員及び小型船舶操縦者法」による。

廃棄物処理法…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による。

指定管理業務に関する特記仕様書（吉川公園）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

記

- 1 別添の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。
- 2 供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。
- 3 利用料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。
 - (1) 他の県営都市公園の料金と比較しても妥当な額であること。
 - (2) 国又は県が主催する事業に使用する場合は免除とし、共催する事業に使用する場合は1/2以上を減額すること。
- 4 植物管理業務について
公園内の樹木について、県では今後「樹木管理計画」を策定し、適正な維持管理を行っていく予定である。指定管理者は樹木管理について毎年度、県と協議の上、適正管理を求める予定であることに留意すること。
- 5 防犯対策に配慮すること。
埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。
- 6 地元ボランティア団体等との連携を図ること。
地域に根ざした公園となるように、地元ボランティア団体等と連携した公園管理を行うよう努めること。
- 7 設置許可施設との協力体制に努めること。
都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第5条の許可を受けて、当公園内に施設を設けている者とは、互いに協力して管理を実施し、当公園のより一層の発展に努めること。
- 8 クビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシの発生予防等について
近年、埼玉県内で増殖が確認され、樹木に被害を与えるクビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシについて、発生の予防に努め、発生が確認された場合は、基本協定書（案）別紙2「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分（案）」により、県と連携して必要な対策を実施すること。
- 9 河川増水時には、利用者への安全対策及び施設・工作物等の撤去を行うとともに、その後の速やかな復旧に努めること。

- (1) 江戸川の堤外地に位置するため、河川の水位が上昇し、冠水が予想される場合には、利用者に対して安全対策を講じるとともに、園内の施設・工作物の撤去等の対応を行うこと。
- (2) 冠水後も必要な安全対策を講じるとともに、ゴミの撤去、清掃等を行い、速やかな復旧に努めること。

10 公園の利活用について

河川敷にある公園であることから安全確保に配慮しつつ、自主事業の実施やイベント誘致に努め、利用促進を図ること。

11 積極的な園地管理の実施について

河川敷にある公園であり公園内に事務所は設置されていないが、利用者が快適に施設を使用できるよう、利用者目線に立って適切な維持管理を行うこと。

12 本書の定めのない事項

本書に定めのない事項が発生した時、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。